

令和6年度 道有財産等有識者会議（第2回） 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 「道有財産等有識者会議」（以下、有識者会議という。）の傍聴を希望する方は、令和6年(2024年)5月20日(月)の14:00までに、電話、FAX又はメールでお申し込みください。会場の都合上、傍聴人は申込先着5名とします。
- (2) 当日は、会議開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食及び喫煙等はありません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音などはありません。
ただし、座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 審議の途中、会議を公開することにより議事運営に著しい支障が生じることとなった場合は、有識者会議の決定により、その後の会議を非公開とすることがあります。
その場合は、退場をお願いすることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) その他、会議開催中の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 1及び2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
ご不明なことがあれば係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。